



【6月の税務】

●6月10日

- 1 5月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収税額(前年12月～当年5月分)の納付

●6月15日

- 2 所得税の予定納税額の通知

●6月30日

- 3 4月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税(・法人事業所税)・法人住民税>
- 4 1月,4月,7月,10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- 5 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>

- 6 10月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)

- 7 消費税の年税額が400万円超の1月,7月,10月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税,地方消費税>
- 8 消費税の年税額が4,800万円超の3月,4月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(2月決算法人は2か月分)<消費税・地方消費税>
- 9 国外財産調書・財産債務調書の提出

●6月,8月,10月及び1月中(均等割のみを課する場合にあっては6月中)において市町村の条例で定める日

- 10 個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第1期分)

【所長コラム】

新緑の季節から段々暑くなってきました。早いもので先月の5月に矢代が急逝して9年が経ちました。2代目の私は事業承継支援を使命としています。その取り組みの1つにラジオ番組があります。朝霞のナナコライブFMで月に2回「リーダーズバトン」というコーナーで中小企業の経営者をゲストに呼んで「承継への思いや次世代へのメッセージ」等15分お話ししていただいています。2024年3月から始め25名の方の珠玉のエピソードを語っていただきました。今後6月は空飛ぶ車からの転身者、7月は平安時代から守る住職等多彩です。ラジオを聴き逃しは方向けにYouTube「中央総研チャンネル」にUPしていきます。(中島)



YouTube



Facebook



Instagram



中央総研チャンネル是非ご覧下さい!

編集発行人 所長 税理士 中島 由雅

副所長 税理士	柴田 健次
副所長 税理士	平田 保
副所長 税理士	小嶋 正幸
副所長 税理士	工藤 重孝
副所長 税理士	武藤 賢一
副所長 税理士	伊藤 政則
副所長 税理士	篠原 恒夫
副所長 税理士	平澤 悟
副所長 税理士	高山 慶一
副所長 医療担当	加藤 登
副所長 医療担当	岡 伸夫
副所長 金融担当	穂積 一秀
副所長 金融担当	小澤 善昭
副所長 金融担当	片平 啓二
副所長 金融担当	岩切 陽一郎
副所長 中小企業診断士	平林 領
顧問 公認会計士	古屋 卓己
顧問 税理士	三浦 賢二
顧問 金融担当	斎藤 健
顧問 医療担当	清水 大輔
顧問 農学博士	中島 宏

令和8年度税制改正にみる 「賃上げ促進税制」の見直し 〜企業規模に適した内容へ再編〜

物価高に負けない持続的な賃上げを後押しするため、これまで拡充が続いてきた「賃上げ促進税制」。令和8年度税制改正では、大企業向け措置は適用期限を待たずに1年前倒しで廃止、中堅企業向けは要件厳格化を経て廃止、中小企業向けは制度維持となるものの上乗せ措置の見直しが行われるなど、「企業規模に応じて制度内容を整理する」といった方向性が読み取れます。そこで今号では、賃上げ促進税制の企業規模ごとの変更内容についてまとめました。

■改正前の制度内容

「賃上げ促進税制」とは、賃上げや人材育成への投資を積極的に行う企業に対し、雇用者給与等支給額の前年度からの増加額の一定割合を、法人税額（個人事業主は所得税額）から控除できる制度です。

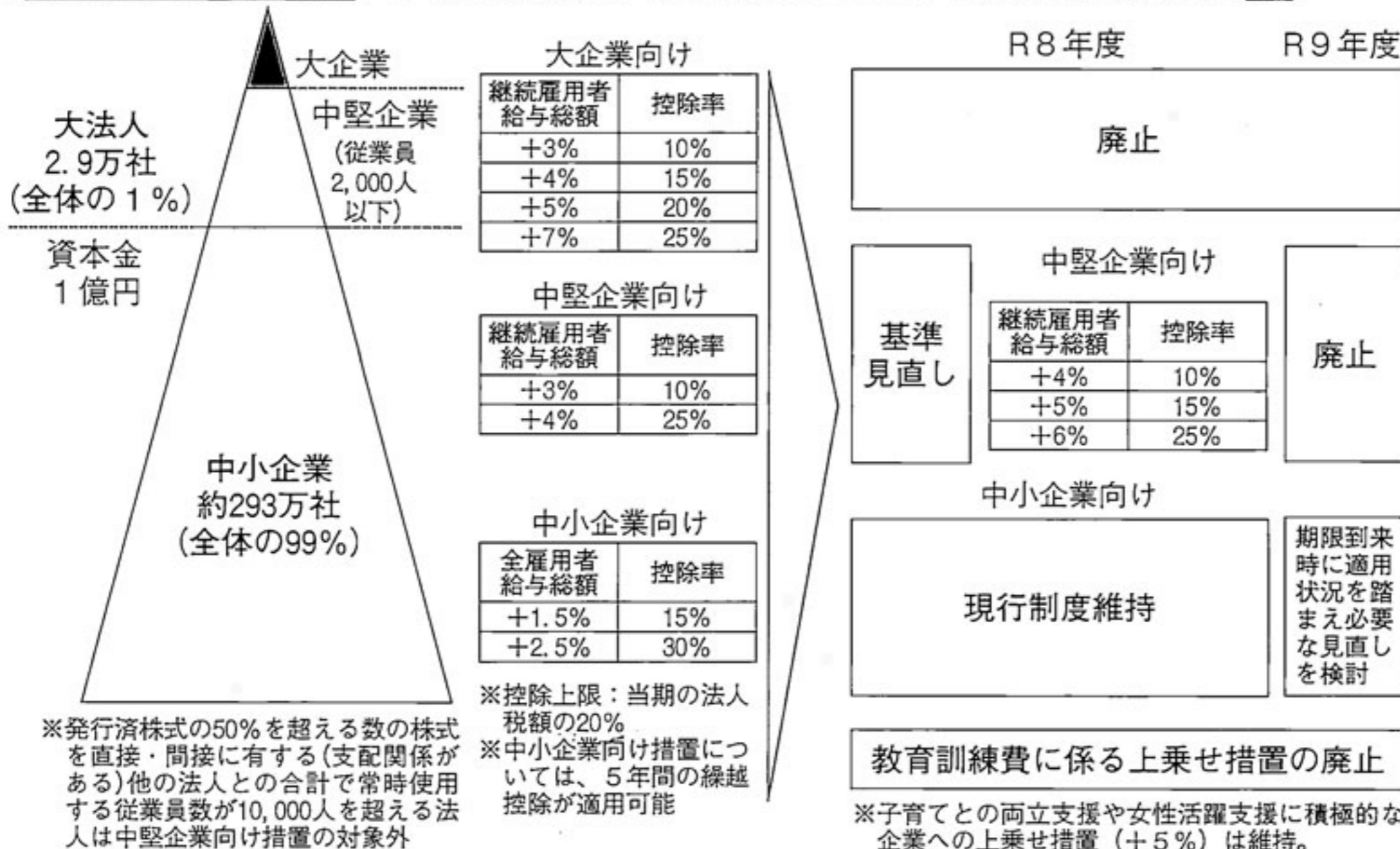
本制度は令和6年度税制改正において、新たに「中堅企業枠」が創設されるとともに、中小企業は、賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の「5年間の繰越制度」を創設するなどの強化が図られました。

賃上げ促進税制は、全ての会社が利用可能な「大企業向け」、従業員数2千人以下の要件を満たす会社が利用可能な「中堅企業向け」、そして「中小企業向け」の3種類があり、それぞれ適用要件や控除率が異なる制度となっています。

また、従業員に対する教育訓練費の増加や、子育てと仕事の両立支援（くるみん・プラチナくるみん認定）や女性活躍支援（えるぼし・プラチナえるぼし認定）に積極的な企業に対する控除率の「上乗せ措置」が講じられています。

【賃上げ促進税制の見直し】

- 足元の賃上げの状況のほか、内部留保・現預金等が積み上がる中、コーポレートガバナンス改革に基づく人的投資促進の要請や、税制が中小企業の人手不足を助長しかねない状況も踏まえ、大企業向けの措置を廃止。
- 中堅企業向けの措置は、物価を上回る安定的な賃上げに向け、適切なインセンティブ機能を発揮する観点から要件を見直し、令和9年度に廃止。
- 教育訓練費にかかる上乗せ措置については、教育訓練費の増加額を控除額が上回るという会計検査院の指摘も踏まえ廃止。



出典：自民党税制調査会資料より

■改正の内容

賃上げ促進税制について、令和8年度税制改正では企業規模に応じて次のような見直しが行われました。

【大企業向け】

◆適用期限を待たずに廃止

賃金上昇率が高い水準にあることや、税制支援がなくても賃上げが進んでいることなどを踏まえ、大企業向け措置は、本来の適用期限（令和9年3月31日）を待たずに、令和8年3月31日をもって廃止されました。

【中堅企業向け】

◆要件の厳格化を経て、令和9年3月末で廃止

中堅企業向け措置については、適用期限（令和9年3月31日）の到来をもって廃止されますが、令和8年度はより高い賃上げを促すために、令和8年4月1日～令和9年3月31日における適用要件が以下のように厳格化されました。

- ・基本の税額控除率（10%）が適用できる場合を、賃上げ率4%以上（改正前・3%以上）へ引き上げ
- ・賃上げ率4%以上で税額控除率に15%を加算する措置を、賃上げ率5%以上で税額控除率に5%を加算、賃上げ率6%以上で税額控除率に15%を加算する措置へ見直し

【中小企業向け】

◆現行の制度内容を維持

人手不足が深刻な中で、人材獲得のために苦しい経営状況であっても賃上げに取り組む「防衛的賃上げ」を迫られている中小企業の実情に配慮し、中小企業向け措置については、現行の適用要件・税額控除率が維持されます。

なお、適用期限（令和9年3月31日）の到来時において、これまでの適用状況（賃上げ率や利用状況など）を踏まえ、制度内容の見直しを検討するとしています。

■教育訓練費に係る上乗せ措置の廃止

また、企業規模にかかわらず、教育訓練費を増加させた場合に税額控除率を上乗せする措置については、会計検査院による「教育訓練費の額を上回る税額控除を受けている法人が多い」、「わずかな教育訓練費の増加でも、多額の税額控除が可能になるケースがある」といった指摘を踏まえ、廃止されました。

その他、従前の上乗せ措置には、子育てと仕事の両立支援、女性活躍支援が設けられていますが、これらの上乗せ措置についての変更はなく、引き続き利用が可能です。

■中小企業における最大税額控除率は35%に

前述のとおり、中小企業向け措置については、現行制度が維持されますが、教育訓練費に係る上乗せ措置（+10%）の廃止に伴い、実質的な最大税額控除率はこれまでの「45%」から「35%」に引き下げられることとなります。

そのため、令和8年度以降に教育訓練費の増加を前提とした税額控除の試算を行っている場合には、計画の修正が必要となります。

財務省がこのほど公表した令和6年度の「租税特別措置の適用実態調査」によると、今回の調査結果の中で、最も顕著な伸びを示しているのが「賃上げ促進税制」で、適用額は9560億円（前年度7278億円）、適用件数は29万4287件（同25万4483件）となり、前年度から大幅に増加。企業の賃上げを促す政策の影響が現れた形となりました。

令和8年度は、大企業が制度から外れ、中堅・中小企業も上乗せ措置が削られるなど、賃上げ促進税制は出口戦略に向かう転換期となります。優遇が縮小される中、今後の賃上げの推移が注視されます。

【中小企業向け賃上げ促進税制】

